

広告掲載契約書

京都市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、

甲乙間において次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、京都市動物園ホームページ（以下「ホームページ」という。）広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）及びバナー広告掲載に係る個別仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、ホームページに乙の広告を掲載することとする。

（広告の仕様及び内容等）

第2条 広告の仕様及び内容等は、京都市広告事業実施要綱、京都市広告掲載基準及び要領並びに仕様書（以下「要綱等」という。）によるものとする。

2 乙は、仕様書に定める期日までに、甲に広告原稿等の必要書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

3 乙が第1項の規定に反したため、甲の承認が得られない場合、承認が得られない内容に応じて、甲は広告を掲載しないことができるものとする。

（掲載期間）

第3条 広告掲載期間は、

までとする。

（契約金額）

第4条 広告掲載料は、

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（広告掲載料の支払及び返還）

第5条 乙は、前条の広告掲載料について、本件契約締結後、甲が請求した日から30日以内に、甲の発行する納入通知書により納入する。

2 乙の責に帰する理由により前項の規定による支払が遅延した場合は、未受領金額につき、支払期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、売買代金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその売買代金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料（計算した延滞料の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

3 前項の規定に関わらず、当分の間、延滞料の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合に

あつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

4 第 2 項及び第 3 項における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

5 第 7 条第 1 項の各号に該当し、契約を解除する場合は、既に支払われた広告掲載料は乙に返還しないものとする。

6 第 7 条第 1 項の各号及び第 3 項に該当し、未払の広告掲載料があるときは、乙は当該広告掲載料を、甲が定める期間までに、甲が発行する納入通知書により速やかに納入しなければならない。

7 第 7 条第 3 項に該当し、契約を解除する場合は、契約解除日の属する月の翌月から契約期間終了日の属する月までの月数を、契約期間で案分した月数の広告掲載料に相当する金額を返還するものとする。

8 甲は、乙が第 2 条第 2 項に定める承認が得られず、広告を掲載できない期間が生じた場合は、広告掲載料を返還しないものとする。

(契約の変更等)

第 6 条 甲は、特段の事情がある場合は、乙と協議してこの契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又は業務を一部中止することができる。

2 前項の場合において、既に広告掲載料が支払われている場合は、その返還額は甲乙協議して定める。

3 第 1 項の場合において、甲の故意、過失により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を補てんするものとする。その補償額は、甲乙協議して定める。

(契約の解除等)

第 7 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を一方的に解除することができる。この場合においては、乙に損害が生じても甲はその補てんの責を負わない。

(1) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより広告掲載料の支払をすることができないと認められるとき。

(2) この契約の締結及び履行に際し、不正の行為があったとき。

(3) 乙がこの契約、要綱等に違反したとき。

(4) 乙及び乙が取り扱う広告の広告主が、京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者と判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、乙が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を乙に求めることができる。

3 甲又は乙は、自らの責に帰すべき理由により相手側から契約解除の申出があったとき

は、甲乙協議のうえ、解除することができる。

(損害負担)

第8条 この契約の締結に当たり、乙に生じた損害、又は乙が甲若しくは第三者に及ぼした損害は、すべて乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(免責事項)

第9条 天災等や甲の責によらないやむを得ない事由により、広告掲載が不可能となった場合は、甲は責任を負わない。

(甲の責による掲載不能)

第10条 甲の責により広告掲載が不可能となった場合の甲の補償については、掲載不能となった日数を、掲載期間の日数で案分した日数の広告掲載料に相当する金額を上限とする。ただし、1日に満たない場合は、補償しないものとする。

(義務の履行の委託の禁止等)

第11条 乙は、甲の文書による承認を受けなければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。

(広告内容等に係る紛争)

第12条 甲は、広告内容等に係る第三者との間のいかなる紛争について一切関知しないものとし、乙は自己の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。

(補則)

第13条 この契約書に定めるもののほか、乙は、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるところに従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長 松 井 孝 治

乙

代表者